

令和5年度 児童虐待防止対策に係る主な地方財政措置

● 児童福祉司・児童心理司の増員等

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までの2年間で約1,060名、児童心理司を令和8年度までの4年間で約950名それぞれ増員※1することとされている

※1 児童福祉司：(R4)約5,780名→(R6)約6,850名、 児童心理司：(R4)約2,350名→(R8)約3,300名

- 同プランに基づき、令和5年度に児童相談所の児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名それぞれ増員※2できるように、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置について、道府県の標準団体で児童福祉司8名及び児童心理司3名を増員することとしている

※2 児童福祉司：(R4)約5,780名→(R5)約6,310名、 児童心理司：(R4)約2,350名→(R5)約2,590名

【地方交付税措置 道府県の標準団体（人口170万人）あたり】

区分	令和4年度	令和5年度	増員
児童福祉司	78名	86名	+8名
児童心理司	32名	35名	+3名

- また、児童相談所の管轄区域に関する基準を定めた「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第209号）が令和5年4月1日から施行されることを踏まえ、児童相談所の地方交付税措置について、道府県の標準団体で職員3名を増員することとしている